

「大久野島未来づくりサポーター」活動方針

目的と趣旨

大久野島未来づくり実行委員会は、大久野島やその周辺地域の「ちょっと気になること（課題）」を解決していくために、大久野島未来づくり実行委員会が行う各種取組を支援し、大久野島のより良い未来づくりの「応援団」となっていただくことを目的として、「大久野島未来づくりサポーター」活動方針（以下「本活動方針」という。）を定めます。

本活動方針は、上記目的に賛同し、「大久野島未来づくりサポーター」として活動する全ての個人・団体等が、地域の様々な関係者と協働し、気持ちよく活動を行っていただくためのルールとして定めるものです。

登録等

- (1) 上記目的に賛同する日本国内在住のすべての個人・団体等（政治団体及び宗教団体を除きます。）は、「大久野島未来づくり実行委員会」事務局（以下「事務局」といいます。）に対し、登録申込を行い、事務局から案内するサポーター向け研修会を受講（オンライン受講も可）することで、「大久野島未来づくりサポーター」に登録され、サポーターとして活動することができます。
- (2) 当該個人・団体等が犯罪行為や公序良俗に反する行為、反社会的な活動を行うなど「大久野島未来づくりサポーター」の目的に反すると疑われる場合には、登録を取り消されることもあります。
- (3) 参加登録された個人・団体等については、メーリングリストに登録され、事務局からの各種お知らせはメーリングリストを通じて行います。また、部会での検討テーマについてもメールにて事前に共有し、意見出しをすることができます（資料がある場合はメールに添付して送付しますので、添付ファイルを閲覧できるネット環境が必要です。）

活動内容

「大久野島未来づくりサポーター」は、目的を達成するために、特に下記の3つのいずれか、あるいは複数の活動に重点を置いた具体的な活動に努めるものとします。また、下記の(1)～(3)の活動分野に関わらず、今後、実行委員会が定める新たな活動分野が追加されることもあります。

- (1) ウサギ：大久野島に生息するアナウサギに関する全般、ウサギとのふれあいルール・マナー、適正管理に関すること、実行委員会が行うイベントや各種調査等への支援
- (2) 広報：大久野島の利用ルール・マナー、利用環境の整備に関する普及啓発や各種取組に関する活動等への支援
- (3) 観光：島内の観光資源を活用したガイド活動、大久野島と周辺地域の観光の活性化に関する実行委員会の取組への支援

活動期間

「大久野島未来づくりサポーター」の活動は、2024年3月31日までとし、以後必要に応じて更新することとします。

専用名札の使用

- (1) 「大久野島未来づくりサポーター」は、参加登録後に事務局から送られる専用の名札を、活動時に携帯・提示していただきます。
- (2) 「大久野島未来づくりサポーター」の参加登録がなくなった場合、専用名札を使用することはできません。

禁止事項

- (1) 以下の形態での「大久野島未来づくりサポーター」の名称及び専用名札の使用は禁止します。
 - 営利目的の個別商品・サービス・文書等に使用すること
 - サポーター団体自体や提供する商品・サービス等の性能や品質を担保・証明すると誤解されるようなこと
 - その他「大久野島未来づくりサポーター」の目的に反すると疑われる方法で使用する
- (2) 公の場、文書（インターネットでの電子文書を含む）等において「大久野島未来づくり実行委員会」の名誉を傷つける行為や発言をしたり、観光客への不適切な対応等、大久野島やその周辺地域の魅力を損なう行為や発言をすること。

交流促進等

「大久野島未来づくり実行委員会」は、関係団体と協力して、「大久野島未来づくりサポーター」間の情報交換やネットワークづくりのために、交流促進の機会の創出に努めます。

指導等

事務局は、「大久野島未来づくりサポーター」の活動が、本活動方針にそぐわないと認められる場合には、当該サポーター等に対し、実情を伺った上で、改善をお願いする場合があります。

登録の取り下げ等

- (1) 「大久野島未来づくりサポーター」は、事務局に対し、電子メールやFAXなどの文書（書式自由）で届出をすることにより、「大久野島未来づくりサポーター」への登録を取り下げることができます。事務局は届出を受けて速やかに登録を抹消します。

- (2) 前項の場合においても、事務局は、同サポーターの過去の活動報告等に関する情報を保有し、「大久野島未来づくりサポーター」の広報等に利用することができるものとします。

登録の取消等

- (1) 事務局は、「大久野島未来づくりサポーター」が次のいずれかに該当する場合、当該サポーターの登録を取り消すことがあります。

「大久野島未来づくりサポーター」の目的に明らかに反するような行為や禁止事項に定める行為を行ったと認められるとき

観光客からの度重なる苦情が認められるとき

活動を強制したり、誤認される行動で利益誘導を行ったと認められるとき

犯罪行為や公序良俗に反する行為をしたとき

その他、大久野島未来づくりを推進する関係団体や「大久野島未来づくりサポーター」の信用を傷つける行為を行ったと認められるとき

サポーターの個人が亡くなられたときや団体が解散したとき

- (2) 上記(1)により、事務局が参加登録を取り消した場合、事務局は速やかに当該個人、団体にその旨を通知します。

その他

サポーターの活動は、あくまで自発的に行われるものであり、全て無償となります。また、「大久野島未来づくり実行委員会」及び事務局は、サポーターの活動に対し、いかなる責任も負わないものとします。

活動方針の改訂

本活動方針は、実行委員会により、必要に応じて改訂される場合があります。

附 則

本活動方針は、令和3年11月22日から施行します。